

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第 10 条第 2 項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和元年 7 月 31 日

釧路市長 蝦名 大也

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区 間
-----	-----

釧路市道星が浦西通 1	釧路市星が浦大通 4 丁目 2 番地先にある一般国道 38 号との交点から釧路市星が浦南 5 丁目 2 番地先にある北海道道 860 号との交点まで
-------------	--

2 指定する期日

令和元年 7 月 31 日

3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折の禁止

なし

(2) 交差点における左折又は右折にあたっての誘導

なし

(3) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあつては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の二第一項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。